誓約書

　　　　この度、排水設備工事責任技術者の登録（登録替え・登録の更新）を申請するに

あたり、行田市下水道条例第６条の８第２項第２号及び第３号に該当しない者であ

ることを誓約します。

|  |
| --- |
| 　行田市下水道条例第６条の８第２項　　第２号　第４項の規定により責任技術者の登録を取り消され、その取消しの日から起算して２年を経過しない者　　第３号　精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者　行田市下水道条例第６条の８第４項市長は、責任技術者の登録を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、責任技術者の登録を取り消し、又は１年を超えない範囲内において、登録の効力を停止することができる。(1)　この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。(2)　第６条の５第１項の規定により本市に登録を受けた責任技術者が他の市町村等において、当該市町村等の下水道条例又はこれに基づく規則に違反したとき。(3)　その他不誠実な行為等により、市長が責任技術者として不適当であると認めたとき。 |

　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

　　　行　田　市　長